

名古屋市告示第526号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年11月 7日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 薬局

医 療 機 関 名	スマイル薬局	
所 在 地	旧	名古屋市名東区牧の原三丁目1202番地
	新	名古屋市名東区西山本通 3丁目 7番地の 4
変 更 年 月 日	令和 6年 8月28日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添 い屋名北店	
所 在 地	旧	名古屋市北区楠味鋤五丁目2526番地
	新	名古屋市北区平安二丁目24番71号
変 更 年 月 日	令和 6年10月 1日	

医 療 機 関 名	キャリー訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市中区新栄三丁目 8番20号
	新	名古屋市中区新栄三丁目 3番 8号
変 更 年 月 日	令和 6年 8月25日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課